

気を付けよう！みんなの周りの生活道路！

◆発行◆
川口市くらし安全課
電話：048-258-1224

「生活道路」ってなに？

住宅街や保育所・幼稚園の周辺など、主にその地域で生活している住民たちが利用するような道路です。



生活道路の主な特徴

- ・中央線がない
- ・道幅が狭い
- ・歩道が整備されていない
- ・歩行者や自転車が多い
- ・信号や一時停止が少ない

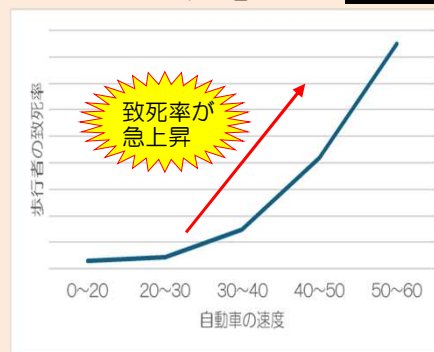
…など



知っていますか？9月からの新ルール！



令和8年9月1日から、生活道路における自動車の法定速度が「60km/h」から「30km/h」に引き下げられました。



ルール変更の背景

- ・生活道路では、車両・自転車・歩行者が同じ空間にいる。
→交通事故が頻発していた。
- ・自動車の速度が上がるほど交通事故の被害は大きくなる
→30km/hを超えると、
歩行者の致死率が急上昇する。

生活道路で気を付けることは？ ～ルールを守るだけではなく、お互いに気を付けあって交通事故を防ぎましょう！～

自動車を運転するときは…

- ・決められた速度を**守る**。
- ・決められた速度の範囲内でも、**余裕を持った運転**をする。
- ・交差点やカーブなど**見通しが悪い場所**は要注意。
- ・登降園の時間帯、夕方、夜間、悪天候時は要注意。

シートベルト、
チャイルドシートも
忘れずに！



自転車に乗るときは…

- ・自転車は、**車道の左側の端**に寄って通行する。
- ・周囲に気を配り**歩行者優先**。
- ・信号と一時停止を守る。
(**飛び出し禁止！**)
- ・子供と一緒に自転車に乗るときは、幼児用座席にのせ、シートベルトを着用。

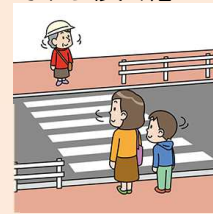
大人も、子供も、
ヘルメット着用！



道路を歩くときは…

- ・車両の動きに**常に注意**し、なるべく道路の端を歩く。
- ・道路を横断するときは、**横断歩道**を使い、周囲の安全を確認してから渡る。
- ・「飛び出し」や「斜め横断」はしない。

「ながらスマホ」
ダメ！絶対！



親子で歩くときは…

- ・子供と**手をつなぐ**。
- ・子供から**目を離さない**。
- ・事前に**ルール**を教える。
- ・子供に**お手本**を見せる。
- ・大人が車道側を歩く。
(子供は内側)

子供を守るのは、
大人だけ！

